ハ　最初連結親法人事業年度開始の日に法第四条の二に規定する他の内国法人（ハにおいて「他の内国法人」という。）が当該他の内国法人を合併法人とする合併により同条に規定する内国法人（当該他の内国法人との間に完全支配関係があるものに限る。）との間に完全支配関係を有しなくなる場合の当該他の内国法人の有する当該譲渡損益調整額及び当該合併により当該他の内国法人にその発行済株式又は出資を直接又は間接に保有されている他の内国法人が当該内国法人との間に完全支配関係を有しなくなる場合の当該保有されている他の内国法人の有する当該譲渡損益調整額

ニ　法第四条の二に規定する内国法人との間に完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人で当該完全支配関係を有することとなった日（法第十四条第二項（第一号に係る部分に限る。）（みなし事業年度）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する加入日の前日の属する同号に規定する月次決算期間の末日の翌日。以下この条において「支配日」という。）以後二月以内に法第四条の五第二項第四号又は第五号（連結納税の承認の取消し等）に掲げる事実が生ずることにより当該完全支配関係を有しなくなるもの（当該内国法人又は当該内国法人との間に完全支配関係がある法第四条の二に規定する他の内国法人を合併法人とする合併により当該完全支配関係を有しなくなるもの及び当該支配日の属する法第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度（以下この条において「連結親法人事業年度」という。）終了の日後に当該完全支配関係を有しなくなるものを除く。）の有する当該譲渡損益調整額

第十四条の九第二項第一号中「こと。　当該」を「こと　当該」に改め、同項第二号中「同条に規定する完全支配関係（同条に規定する政令で定める関係に限る。）」に、「こと。当該」を「こと　当該」に改め、同項第三号中「こと。　当該」を「こと　当該」に改める。

第十四条の十第六項の表法第六十七条第一項（特定同族会社の特別税率）の項中「ものを除く。）」を「ものにあつては、前条第六項第二号に掲げるものに限る。）」に改める。

第十四条の十一第三項第八号中「第百三十四条の二」を「第百三十五条」に改め、同項第九号を次のように改める。

九　第二十二条第五項

第十九条を削り、第二編第一章第一節第一款第一目中第十九条の二を第十九条とする。

第二十条第一項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第二項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に、「適格事後設立」を「適格現物分配」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第三項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第四項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に、「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「適格事後設立法人」を「被現物分配法人」に改め、同条第五項中「第二十三条第三項」を「第二十三条第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（益金の額に算入される配当等の額）

第二十条の二　法第二十三条第三項（受取配当等の益金不算入）に規定する政令で定めるものは、同項の内国法人の受ける同項に規定する取得をした株式又は出資（第一号において「取得株式等」という。）に係る配当等の額（法第二十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）（配当等の額とみなす金額）の規定により、当該内国法人が受ける法第二十三条第一項に規定する配当等の額とみなされる金額をいう。以下この条において同じ。）で、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一　当該取得株式等が適格合併、適格分割又は適格現物出資により被合併法人、分割法人又は現物出資法人（以下この号において「被合併法人等」という。）から移転を受けたものである場合　法第二十三条第三項に規定する予定されていた事由が当該被合併法人等の当該取得株式等の取得の時においても生ずることが予定されていた場合における当該事由に基因する配当等の額

二　前号に掲げる場合以外の場合　法第二十三条第三項に規定する予定されていた事由に基因する配当等の額

第二十一条第二項第一号中「生命保険会社の生命保険契約」を「保険業法第二条第三項（定義）に規定する生命保険会社の締結した保険契約（以下この号及び第三号において「生命保険契約」という。）」に改め、同号イ中「以下この条に」を「イに」に改め、同号ロ中「以下この項に」を「ハに」に改め、同項第二号中「損害保険会社の損害保険契約」を「保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社の締結した保険契約（次号において「損害保険契約」という。）」に改め、同項第三号中「前二号に規定する保険契約」を「生命保険契約又は損害保険契約」に改める。

第二十二条第一項中「第二十三条第四項第二号」を「第二十三条第四項第二号」に、「当該事業年度に」を「同項の内国法人が同項の事業年度に」に改め、同項第一号中「法第二十三条第四項の」を「当該」に改め、同項第二号中「前号の」を「当該」に、「次に掲げる金額」を「期末関係法人株式等の帳簿価額」に改め、同号イ及びロを削り、同条第二項中「第二十三条第四項第二号」を「第二十三条第四項第三号」に改め、「支払う」の下に「同項に規定する」を加え、同項第二号を次のように改める。

二　当該内国法人の当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度終了の時における次に掲げる金額の合計額

イ　期末完全子法人株式等及び期末関係法人株式等のいずれにも該当しない株式及び出資（外国法人、公益法人等若しくは人格のない社団等若しくは次に掲げる法人の株式若しくは出資又は当該内国法人の株式若しくは出資を除く。）並びに租税特別措置法第三条の二（内国法人等に対して支払う利子所得等に係る支払調書の特例）に規定する特定株式投資信託（同法第九条第一項第三号（配当控除の特例）に規定する外国株価指数連動型特定株式投資信託を除く。）の受益権の帳簿価額の合計額

(1)　資産の流動化に関する法律第二条第三項（定義）に規定する特定目的会社

(2)　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人

(3)　租税特別措置法第六十八条の三の二第一項（特定目的信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人

(4)　租税特別措置法第六十八条の三の三第六項（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に規定する特定投資信託に係る同条第一項に規定する受託法人

ロ　証券投資信託（公社債投資信託、法第二条第二十七号（定義）に規定する外国投資信託、租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託及び第十九条第一項（証券投資信託の収益の分配のうち配当等の額から成る部分の金額）に規定する特定外貨建等証券投資信託を除く。）の受益権の帳簿価額の二分の一（同項に規定する外貨建等証券投資信託のうち同項に規定する特定外貨建等証券投資信託以外のものについては、四分の一）に相当する金額の合計額

第二十二条第三項中「平成十年四月一日に存する」を「平成二十二年四月一日に存する」に、「が平成十三年四月一日以後」を「が同日後」に、「が平成十年四月一日」を「が同日」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に、「平成十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に、「（平成十三年四月一日以後」を「（平成二十二年四月一日後」に、「同条第四項第一号に規定する連結法人株式等及び」を「同条第六項に規定する」に改め、「のいずれにも該当しない株式等」を削り、「同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とし」を「同条第四項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とし」に、「同条第四項第二号に規定する関係法人株式等」を「同条第五項に規定する完全子法人株式等及び同条第六項に規定する関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等」に、「前項」を「第二項」に、「同号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とする」を「同条第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額とする」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。